

府食第63号
令和4年2月17日

農林水産大臣
金子 原二郎 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和3年12月8日付け3消安第4680号をもって貴省から当委員会に対し意見を求められた、動物用ワクチンの添加剤として使用する硫酸マンガンに係る食品健康影響評価については、下記に示す理由から、本成分が動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

硫酸マンガン（水和物を含む。）（1用量中マンガンとして0.40 mgまでのもの）は、動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方（平成26年10月14日食品安全委員会決定）の4.（1）の①「日本においてADI等が設定されており、かつ、含有量が当該ADI等を上回らない成分」に該当する。